

見解書

年 月 日

住 所

氏 名

連絡先(電話)

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第50条第1項の規定による意見書に対する見解については、次のとおりです。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m^3 /日()時間 t /日()時間 m^3 /時間 t /時間 埋立地(積替保管場所)の面積 m^2 埋立(保管)容量 m^3
送付された意見の内容(要旨)	
見解の内容	

備考 欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。